

令和5年9月4日

令和5年第3回奥多摩町議会定例会会議録

令和5年9月4日 開会

令和5年9月15日 閉会

西多摩郡奥多摩町議会事務局

令和5年第3回奥多摩町議会定例会 会議録

1 令和5年9月4日午前10時00分、第3回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	伊藤 英人君	第2番	森田 紀子君	第3番	相田恵美子君
第4番	小山 辰美君	第5番	木村 圭君	第6番	大澤由香里君
第7番	澤本 幹男君	第8番	小峰 陽一君	第9番	石田 芳英君
第10番	宮野 亨君	第11番	高橋 邦男君	第12番	原島 幸次君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 新島 和貴君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	師岡 伸公君	副 町 長	井上 永一君
教 育 長	野崎喜久美君	企 画 財 政 課 長	山宮 忠仁君
若者定住推進課長	須崎 洋司君	総 務 課 長	天野 成浩君
住 民 課 長	加藤 芳幸君	福 祉 保 健 課 長	大串 清文君
観 光 産 業 課 長	杉山 直也君	自然公園施設担当課長	神山 正明君
環 境 整 備 課 長	坂村 孝成君	環 境 担 当 主 幹	原島 保 君
会 計 管 理 者	坂本 秀一君	教 育 課 長	清水 俊雄君
病 院 事 務 長	岡野 敏行君	代 表 監 査 委 員	松永健太郎君

令和5年第3回奥多摩町議会定例会議事日程 [第1号]

令和5年9月4日(月)
午前10時00分 開会・開議

会期 令和5年9月4日～9月15日(12日間)

日程	議案番号	議案名	結果
1	—	議長定例町議会開会・開議宣告	—
2	—	6番 大澤 由香里 議員 会議録署名議員の指名 7番 澤本 幹男 議員	
3	—	会期の決定について	決定
4	—	議会関係諸報告	—
5	—	町長あいさつ	—
6	議案第35号	奥多摩町下水道事業の設置等に関する条例	原案可決
7	議案第36号	奥多摩町防災備蓄倉庫設置条例	原案可決
8	議案第37号	奥多摩町町税賦課徴収条例の一部を改正する条例	原案可決
9	議案第38号	奥多摩町長期継続契約の締結に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
10	議案第39号	奥多摩町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
11	認定第1号	令和4年度奥多摩町一般会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会付託
12	認定第2号	令和4年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会付託
13	認定第3号	令和4年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会付託
14	認定第4号	令和4年度奥多摩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会付託
15	認定第5号	令和4年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会付託
16	認定第6号	令和4年度奥多摩町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会付託

日程	議案番号	議案名		結果
17	認定第 7 号	令和 4 年度奥多摩町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について		決算特別委員会付託
18	認定第 8 号	令和 4 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計決算の認定について		決算特別委員会付託
19	報告第 2 号	継続費の精算報告について		—
20	報告第 3 号	令和 4 年度決算における奥多摩町健全化判断比率の報告について		—
21	報告第 4 号	令和 4 年度決算における奥多摩町資金不足比率の報告について		—
22	報告第 5 号	奥多摩町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価（令和 4 年度分）の報告について		—
23	議案第 40 号	自治功労者の決定に同意を求めることについて		原案同意
24	議案第 41 号	奥多摩町教育委員会委員の任命の同意を求めることについて		原案同意
25	議案第 42 号	奥多摩町教育委員会委員の任命の同意を求めることについて		原案同意
26	—	陳情の受付について	陳情第 3 号	経済厚生常任委員会付託
27	—	陳情の受付について	陳情第 4 号	経済厚生常任委員会付託
28	—	陳情の受付について	陳情第 5 号	総務文教常任委員会付託
29	—	陳情の受付について	陳情第 6 号	総務文教常任委員会付託

(午後 2 時 48 分 散会)

午前 10 時 00 分開会・開議

○議長（高橋 邦男君） これより令和 5 年第 3 回奥多摩町議会定例会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

日程第 2 会議録署名議員の指名を議題とします。

本件につきましては、会議規則第 122 条の規定により議長において指名します。

本定例会の会議録署名議員に、

6 番 大澤由香里議員、

7 番 澤本幹男議員、

を指名します。

次に、日程第 3 会期の決定についてを議題とします。

本件につきましては、去る 8 月 30 日、議会運営委員会が開かれ、本定例会の運営について協議が行われておりますので、その結果を議会運営委員会委員長、原島幸次議員よりご報告願います。原島幸次委員長。

〔議会運営委員長 原島 幸次君 登壇〕

○議会運営委員長（原島 幸次君） それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

令和 5 年第 3 回奥多摩町議会定例会の運営について、去る 8 月 30 日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その協議結果をご報告申し上げます。

はじめに、本定例会の会期であります、本日から 9 月 15 日までの 12 日間とすることに決定しました。

次に、会期中の諸日程であります、配布してあります会議予定表をご覧ください。

まず、上程された議案等は、全 31 件であります。本日及び明日 9 月 5 日の 2 日間で審議を行います。

次に、本定例会に対しての請願書及び陳情書の受付は、陳情が 4 件と報告されましたので、9 月 12 日の決算特別委員会第 1 日目終了後、総務文教常任委員会、13 日の決算特別委員会第 2 日目終了後、経済厚生常任委員会を開催し、審査をお願いいたします。

なお、この審査が行われた陳情の採決は、本会議第 4 日の 9 月 15 日に行います。

次に、一般質問であります、本会議 3 日目の 7 日に行います。通告者は 12 名で、通告順に行いますが、簡潔な質問、応答をされるようご協力をお願いいたします。

次に、9 月 12 日及び 13 日の 2 日間で、議長と議会選出監査委員を除く委員 10 名で構成する決算特別委員会を開会し、令和 4 年度の各会計の決算に関する審査を行い、2 日目の 13 日に採決を行います。

次に、9月15日の本会議4日目は、本定例会の最終日であります。決算特別委員会に付託し、審査が行われた令和4年度全8会計の決算についての委員長報告及び採決と陳情の採決を行います。

次に、議案等の取扱いについて申し上げます。配布してあります提出案件及び上程別・採決別一覧表をご覧ください。

議案第35号から議案第39号につきましては、それぞれ単独上程の上、採決は、即決と決定しております。

次に、認定第1号から認定第8号までの8会計の決算認定議案については、一括で上程され、会計管理者からの説明終了後、報告第2号、継続費の精算報告について、報告第3号及び報告第4号の令和4年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について一括で報告がございます。

次に、松永代表監査委員より、決算並びに健全化判断比率等の審査報告を行っていただきます。

代表監査委員の審査報告終了後、認定第1号から認定第8号までについては、決算特別委員会に審査を付託することに決定しております。

なお、暫時休憩を取り、正副委員長の互選も行われる予定となっております。

次に、報告第5号として、奥多摩町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価についての報告があります。

次に、議案第40号 自治功労者の決定に同意を求めることについてにつきましては、単独上程の即決と決定しております。

次に、議案第41号、第42号、奥多摩町教育委員会委員の任命の同意を求めることについてにつきましては、一括上程のそれぞれ即決とし、採決の方法につきましては、無記名投票と決定しております。

本日の審議は、この議案をもって終了し、補正予算については、本会議2日目の9月5日に再開し、審議することに決定しております。

本会議2日目は、議案第43号から議案第50号までの令和5年度の一般会計をはじめとする特別会計補正予算の8議案について一括上程とし、採決についてはそれぞれ即決と決定しております。はじめに、副町長から総括説明をいただき、後に各課長より所管の説明を求めます。説明終了後、質疑と採決を行うことと決定しております。

次の議案第51号、第52号につきましては、単独上程の上、採決につきましては即決と決定しております。

次に、議員提出議案第4号については、単独上程の上、採決は即決と決定しております。以上が本定例会の会期と議案等の取扱いを含めた議会運営委員会の協議結果であります。

本定例会の運営が効率的かつ円滑に進行しますよう、議員各位のご協力をお願い申し上げます、議会運営委員会委員長の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月15日までの12日間とし、議案の上程別及び採決別についても併せて委員長の報告のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月15日までの12日間とすることに決定しました。

なお、本定例会の会議日程につきましては、配布してあります会議予定表のとおり進めたいと思います。ご協力よろしく申し上げます。

また、本日の日程は配布のとおりであります。

次に、日程第4 議会関係諸報告であります。議会関係の諸報告及び監査委員の例月出納検査報告については、配布のとおりであります。

次に、本定例会の開会に当たり町長より挨拶があります。師岡伸公町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 本日、令和5年第3回奥多摩町議会定例会を招集させていただきました。開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

はじめに、松永代表監査委員、澤本議会選出監査委員におかれましては、8月の連日の猛暑の中、長期間にわたりまして令和4年度奥多摩町一般会計をはじめ、特別会計及び企業会計決算に係る事情聴取、課別審査並びに財政健全化法関係審査に当たっていただきましたことに改めて感謝を申し上げます。ありがとうございました。

次に、先月上旬からお盆期間にかけて、台風6号と7号が立て続けに発生、上陸し、記録的な大雨や浸水被害、更には土砂災害や長期間にわたる交通機関への影響など、全国各地で甚大な被害をもたらしました。被災された方々には心よりお見舞いを申し上げます。

町におきましては、先月15日未明に気象庁と東京都から大雨警報並びに土砂災害警戒情報が発表されましたが、幸いにも土砂災害等大きな被害はありませんでした。

今後も台風シーズンは続きますが、住民皆様の安全・安心を確保するため、関係機関と連携し、備えを万全にしていまいりますので、議員皆様にもご理解並びにご協力を賜ります

ようお願い申し上げます。

一方、昨日、災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法及び奥多摩町地域防災計画に基づき、町、奥多摩消防署、奥多摩町消防団、青梅警察署、地域住民が連携し、第46回奥多摩町総合防災訓練を実施いたしました。

この防災訓練は、町及び防災関係機関並びに住民皆様が一体となって行うことにより、機関相互の協力体制の緊密化と防災計画の運用習熟化を図り、併せて住民の防災行動力と防災意識の向上を図ることを目的とし、町は災害対策本部設置運営訓練を行い、各自治会は状況に応じ、出火防止訓練、避難訓練、初期消火訓練、応急手当訓練、炊き出し訓練等の大地震の発生を想定した訓練を行いました。

なお、小河内自治会原地域におきましては、先月23日に消防署員指導のもと、出火防止訓練、避難訓練、応急手当訓練を行っており、日原自治会におきましては、本日、出火防止訓練、初期消火訓練を行う予定でありましたが、雨天のため中止となりました。南氷川自治会におきましては、総合防災訓練当日は、避難訓練を行い、今月18日の地区内イベントの際に炊き出し訓練を行う予定であります。

また、昨日の総合防災訓練終了後の午後には、自治会役員、消防団幹部、議員皆様、役場課長職以上を対象に、関東大震災100年、奥多摩町防災学習セミナーを実施いたしました。100年前の関東大震災では、地域の力が救助や相互扶助に大きく貢献したとの教訓が残っていることから、災害に対して住民一人一人の備えや地域で助け合っていくことの必要性を改めて考えるため、大震災発生時の被害想定や地域での備え、行動について防災アドバイザーで防災士の野呂順正氏からご講演をいただきました。

いずれにいたしましても東日本大震災から12年が経過した今、当町においても、いつ起こるか分からない自然災害への備えを万全にするとともに、万一発生した場合でも自助、共助、公助とそれぞれの段階において町と住民、自治会並びに関係機関が連携し、一体となって住民皆様の生命と財産を守る所存でありますので、ご理解並びにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、庁舎建設整備事業では、庁舎建設基本・実施設計業務委託に係る指名型プロポーザルにつきまして、先月4日に町が指名した6事業者のうち、参加表明があった2事業者による技術提案プレゼンテーションを実施し、庁舎建設設計者選定委員により審査を行い、第1受託候補者として選定されたシェルター・大建設設計共同企業体との協議を経て、ここで正式に契約を締結する運びとなりました。

今後、様々なステークホルダーの方々からご意見をいただきながら設計作業を進めてい

くとともに、引き続きアクセス道路の整備実現に向けて、JR八王子支社及び奥多摩工業と協議を重ねてまいりますので、ご理解並びにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、令和7年度からスタートいたします第6期長期総合計画の策定へ向けた取組では、7月に第5期長期総合計画の進捗状況を住民皆様の視点で評価していただくとともに、まちづくりに対するお考えや将来へのご意見、ご提案などをいただき、新たな第6期長期総合計画に反映していくことを目的とした住民アンケート調査を実施いたしました。

今後、アンケート調査を含めた第5期長期総合計画の検証、総括を行っていくとともに、新たなまちづくりへ向けた住民参加の仕組みづくりや多様なステークホルダーからの意見聴取、また、職員の町への愛着心をはじめとしたエンゲージメント向上を図りながら、検討プロセスの情報発信に努めてまいりますので、議員皆様には引き続きご理解、ご協力をお願い申し上げます。

次に、今定例会に提案します議案等につきましてご説明をいたします。

議案第35号 奥多摩町下水道事業の設置等に関する条例につきましては、地方公営企業法第2条第2項の規定による財務規定等の適用に伴い、規定を整備するものです。

議案第36号 奥多摩町防災備蓄倉庫設置条例につきましては、町の防災備蓄倉庫の設置及び管理運用について条例の全部を改正するため、規定を整備するものであります。

議案第37号 奥多摩町町税賦課徴収条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の改正により、町民税と合わせて賦課徴収する森林環境税の導入等に伴い、規定を整備するものであります。

議案第38号 奥多摩町長期継続契約の締結に関する条例の一部を改正する条例につきましては、長期継続契約を締結することができる契約について、放課後児童の支援業務委託に関する契約の規定を追加するため、規定を整備するものであります。

議案第39号 奥多摩町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例につきましては、奥多摩町議会政務活動費の交付額を年額6万円から年額12万円に改定するため、規定を整備するものです。

次に、認定第1号から認定第8号につきましては、令和4年度奥多摩町一般会計をはじめ、特別会計及び企業会計の計8会計の歳入歳出決算の認定をいただく案件でございます。

次に、報告第2号につきましては、令和4年度に終了した継続費の精算について、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告をするものです。

報告第3号及び第4号につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、令和4年度決算における奥多摩町健全化判断比率と奥多摩町資金不足比率に

ついて、算定基礎事項を記載した書類とともに監査委員に審査を行っていただきましたので、その意見を付して議会に報告をするものです。

報告第 5 号、奥多摩町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価の報告については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項の規定により報告をするものです。

次に、議案第 40 号 自治功労者の決定に同意を求めることについては、自治功労者として議長を務めた須崎眞氏を表彰することについて、奥多摩町表彰条例の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

議案第 41 号 奥多摩町教育委員会委員の任命の同意を求めることについては、令和 5 年 9 月 30 日をもって辞職する教育委員会委員、榎戸詠子氏の後任として、大串千代氏を任命するため、議会の同意を求めるものです。

議案第 42 号 奥多摩町教育委員会委員の任命の同意を求めることについては、令和 5 年 9 月 30 日をもって任期満了となる教育委員会委員、武本正明氏の後任として、再び同氏を任命するため、議会の同意を求めるものです。

議案第 43 号から議案第 50 号につきましては、現在執行しております令和 5 年度奥多摩町一般会計をはじめ、特別会計及び企業会計の計 8 会計の補正予算案となります。

議案第 51 号 小学校電子黒板購入契約について及び議案第 52 号 もえぎの湯大浴場等改修工事請負契約についての 2 議案につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、その契約について議会の議決をいただくものであります。

以上、条例の制定 1 件、全部改正 1 件、一部改正 3 件、決算認定 8 件、報告 4 件、自治功労者の決定に同意を求める案件が 1 件、委員の任命の同意を求める案件が 2 件、補正予算案 8 件、契約案件 2 件の計 30 件であります。これら議案の具体的な内容につきましては、副町長をはじめ、所管の課長から説明をさせていただきますが、いずれの議案につきましても町の事務事業を執行していく上で必要不可欠でありますので、ご審議をいただき、ご決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

終わりに、新型コロナウイルス感染症 5 類移行後のこの夏は、国内外から多くの観光客の皆様をお迎えすることができました。特に 4 年ぶりの開催となった夏の風物詩、第 46 回奥多摩納涼花火大会や毎週末各地域で行われた祭礼など、コロナ禍前の活気がようやく戻ってきております。

今後も秋の行楽シーズンに向け、多くの観光客の皆様を、この自然豊かな奥多摩に安心

してお迎えできるよう、職員とともに精いっぱい邁進する所存でありますので、町民皆様、議員皆様のより一層のご支援、ご協力を重ねてお願いを申し上げまして、令和5年第3回奥多摩町議会定例会の挨拶といたします。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、町長の挨拶は終わりました。

これより議案審議に入ります。

日程第6 議案第35号 奥多摩町下水道事業の設置等に関する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。環境担当主幹。

〔環境担当主幹 原島 保君 登壇〕

○環境担当主幹（原島 保君） それでは、議案第35号 奥多摩町下水道事業の設置等に関する条例につきまして提案のご説明をいたします。

理由でございますが、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第2項に規定する財務規定等の適用に伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

今回の地方公営企業法の適用の背景につきましては、全国的に下水道施設の老朽化、人口減少に伴う料金収入の減少等、下水道事業の経営環境が厳しさを増している中で、公営企業に移行し、貸借対照表、損益計算書等の財務諸表を作成することで経営状況を正確に把握することができ、経営の健全化が図れるということでございます。

また、このような中、総務省から人口3万人未満の団体に対して令和6年度までに公営企業会計の適用を要請されたことから法適用するものでございます。

次ページをお開きください。新規の条例でございますので、条文ごとに内容のご説明をさせていただきます。

第1条では、趣旨として、地方公営企業法の規定に基づき、奥多摩町下水道事業の設置に必要な事項を定めるものです。

第2条では、下水道事業の設置する目的について規定しています。公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業を設置するとしております。

第3条では、地方公営企業法及び地方公営企業法施行令に規定する財務や会計に関する財務諸表等を適用することを定めるものです。地方公営企業法の規定では、法の全てを適用する場合の全部適用と財務や会計に関する規定のみを適用する財務適用があります。町の下水道事業は財務適用を規定しております。

第4条では、下水道事業の経営に関する基本的事項といたしまして、経営の原則と事業規模について定めるものです。

第5条では、貴重な資産の取得及び処分としまして、予算で定めなければならない下水

道事業の用に供する資産の取得及び処分について定めるものです。資産の種類及び金額については、地方公営企業法施行令第26条の3で基準が定められています。

第6条では、議会の同意を要する賠償責任の免除としまして、地方公営企業法第34条による下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならないことを定めるものです。

第7条では、議会の議決を要する負担付きの寄付の受領等としまして、議会の議決を要するものとして定めるものです。負担付きの寄付の受領等の金額については、近隣市町村の金額を参照しております。

第8条では、会計事務の処理といたしまして、下水道事業の出納その他の会計事務に係る権限は、会計管理者に委任することを定めるものです。

第9条では、業務状況説明書類の作成について規定しております。毎事業年度の業務の状況を説明する書類を期日までに作成しなければならないことを定めるものです。

第10条では、この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めるとしております。

次に、附則といたしまして、第1項では、施行期日を定めるもので、令和6年4月1日から施行するとしております。

第2項では、下水道特別会計条例は廃止するとしております。

第3項及び4項では、下水道事業会計に引き継ぐための経過措置及び準備行為について規定しております。

以上で、議案第35号 奥多摩町下水道事業の設置等に関する条例の説明を終了いたします。ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第35号の質疑を行います。質疑ありませんか。6番、大澤由香里議員。

○6番（大澤由香里君） 6番、大澤です。

3点質問させていただきます。

まず1点目、公営企業化することによるメリットとデメリット、メリットは今、課長が言われましたように経営状況が明確化するとか、健全化するとかいうことだと思うんですが、デメリットは、職員さん、町民にとってないのかどうかお伺いします。

2点目として、大きな制度変更となりますが、住民への周知や説明はどのようにされたのか。ホームページには計画等、細かにアップされていますが、説明会、広報、回覧等で

周知されたかどうか、パブコメは行ったかどうかというところを教えてください。

3点目として、これ一番重要なんですが、地理的要因から維持管理にかかる費用、町はとて大きいと思います。人口の減少に伴い、使用料収入の減少が想定されます。その財源は一般会計繰入金に依存せざるを得ないと思いますが、地方公営企業法の財務規定等が適用されれば、これまでの一般会計からの繰入れが制限され、その分不足する歳入を補うために使用料の値上げがされるのではないかと危惧します。一般会計からの繰入れは今後制限されるのかどうか、そして、住民の負担増に繋がる使用料の値上げの可能性があるのか伺います。

○議長（高橋 邦男君） 環境担当主幹。

○環境担当主幹（原島 保君） 6番、大澤議員のご質問にお答えいたします。

まず第1番の公営企業に変更するメリット、デメリットでございますが、まず、メリットといたしましては、先程ご説明をさせていただきましたけれども、まず経営の状況が明確化になるというところでございます。企業会計につきましては複式簿記を採用するということで、損益計算書、貸借対照表等の財務諸表を作成することで、官公庁会計では、その年の収入、歳出しか見えない状況から経営の状況や資産をどの程度まで持っていて、そのための借金がどのくらいあるのかというところで把握できますので、財政状況の情報が明らかになるというところで、その辺がメリット。それと適正な財産の管理という部分では、減価償却の導入等によりまして施設の老朽化の状況を的確に把握できるというところでございます。

それともう一つ、職員の意識の向上という部分で、経営状況や財政状況の明確化により透明性が高まることから、これまで以上に職員のコスト意識が高まり、経営に関する職員の意識が向上するというところがメリットでございます。

それとデメリットの部分につきましては、今申し上げましたとおり、今後の公営企業会計に適用することによって、今の歳入歳出というところの部分がいろいろ明らかになるというところで、デメリットというところはないかと思います。今申し上げましたとおり職員の意識の向上だったり、減価償却費の導入によって施設の老朽化の状況が的確に把握できるという部分で、デメリット的なところはないかというところでございます。

それと、2番目の質問の住民に対しての周知という部分につきましては、今のところ周知等をしておりませんが、今後、こういう公営企業会計に移行するということで広報、ホームページ等で周知をしていきたいと考えているところでございます。

それと3点目、今後、人口減少に伴う繰入金、それと使用料値上げが予測されるのでは

ないかというところがございますけれども、この公営企業会計に移行したからといって、特に料金等の値上げというところではないかと思えます。町の下水道使用料につきましては、東京 23 区と同じ料金を採用しておりまして、西多摩地域の 8 市町村の中でも檜原村と同じ料金というところで、青梅市が一番高いんですが、その次の 2 番目に高いという料金設定をしてあります。公営企業法適用の目的については、財務諸表を作成するというところで、財務状況を明確にするというところがございます。決して料金を値上げするという目的で公営企業法を適用するということではございませんので、今すぐ値上げというところではなくて、将来的に値上げをする場合には下水道の運営委員会等のご意見をお伺いしながら進めていくということになろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。12 番、原島幸次議員。

○12 番（原島 幸次君） 12 番、原島です。

1 点お聞きしたいんですが、非常に奥多摩は急峻な地形が多くて、下水道もポンプアップしないと駄目な場所があります。それには電源がどうしても必要で、災害が起きたりすると電気が行かなくなってポンプアップできなくなってトイレも使えなくなるというような可能性もあるんじゃないかと思えます。

そこで 23 区みたいに東京都に移管してもらうような体制をお願いしているのかどうか。このまま行きますと下水道財政も大変になりますし、できれば東京都に水道事業みたいに移管させてもらえば一番助かるのかなと思うんです。そのためのこれから活動とか運動とかそういうのをやられているのかどうか、分かればお聞きしたいんですが、よろしく願いします。

○議長（高橋 邦男君） 環境担当主幹。

○環境担当主幹（原島 保君） 12 番、原島幸次議員のご質問にお答えいたします。

今おっしゃられたとおり、奥多摩町は起伏が非常に激しくて、マンホールポンプが小河内処理区、奥多摩処理区合計で 99 基ございまして、それ以外にグライダーポンプが 109 基あるというところがございます。奥多摩町には合計で 208 基マンホールポンプがありまして、確かにそのポンプアップ等によりまして毎月 100 万程度の電気使用料がかかっているという状況でございます。

今、東京都では、この小河内処理区の下水道の処理施設がありますけれども、それ以外にある施設というのは立川市、それと三鷹市等ございますけれども、東京都内でも今 4 自治体しか単独で処理場を持っているところがないという中で、立川市と八王子市につつま

しては、ここで処理場の移管を東京都にするというところで進めておまして、八王子市につきましては、その部分は、東京都のほうに移管されております。そういった部分で今後検討するということにはなっておりますけれども、今のところは移管ということにはなっていないという状況でございます。

ほかの自治体につきましても東京都と連携して施設を管理しているという状況でございます。町の単独の処理場以外には、東京都の施設で全て処理を行っているというような状況になっておりますので、こちらにつきましては東京都と連携をしながら進めてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。6番、大澤由香里議員。

○6番（大澤由香里君） 6番、大澤です。

先程ご答弁ありがとうございました。ということは、値上げはしないということで確認してよろしいのでしょうか。

あと、デメリットのところはないということだったんですが、職員の皆さんの事務負担はかなり増えるんじゃないかなと思います。少ない職員の方でやっていて、職員が異動するたびにまたその引継ぎにも結構時間がかかると思うんですが、そういったところ非常に大変じゃないかなと思います。負担増にならないという確認をもう一度お願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 環境担当主幹。

○環境担当主幹（原島 保君） 6番、大澤議員のご質問にお答えします。

値上げをするのか、しないのかというところでございますけれども、まずこの公営企業会計は今現在、使用料、それとどのくらいそれに対して支出があるのかというところを明確にするという部分がございます。それは国とか東京都がその部分を公営企業会計にすることによって、それが把握できるというところがございます。

奥多摩町のこちらの料金に関しましては先程ご説明したとおりでございますけれども、高いには高いんですけれども、それに対して歳出のほうはかなり多くなっているという状況もございます。

いずれにしてもこの値上げにつきましては、公営企業会計に移行したからといってすぐに値上げするということではございませんけれども、今後、状況によって下水道の運営委員さんに審議いただきながら、その部分は検討はしていきたいと考えておりますけれども、今すぐ公営企業会計になったからといって値上げするということではございません。

それと職員は公営企業会計によってかなり専門性が必要になってくるといった部分では、確かに今現在、下水道担当が環境係の中でも2人というところとなっておりますけれども、

その中で職員で対応しているという部分がございます。歳出の委託業者も一生懸命対応していただいているという部分がございますので、そういう委託業者と連携をしながら、今現在の職員の中で対応していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。6番、大澤由香里議員。

○6番（大澤由香里君） 6番、大澤です。

質問ではありませんので、答弁は必要ないです。一言意見を述べます。

本議案は、公共下水道事業を来年度から、現在の特別会計から地方公営企業法の財務規定等を適用した企業会計に移行しようというものです。今回の企業会計化は、2023年度末までに公営企業会計へ移行せよという国からの要請によるものです。その要請は、地方公共団体の人口減少等による料金収入の減少、施設・設備の老朽化に伴う更新投資の増大など、厳しさを増す経営環境を踏まえ、独立採算の原則に基づき、経済性を発揮することを強調し、中・長期的な視点に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むことを求めています。また、民間活力としてPPP、PFI事業への参入を促進するために公営企業会計への整備を促しています。

これらを総合的に見れば、国は地方自治体に対して下水道事業において効率化、経営健全化の名のもとに公的責任の後退に繋がる事業の外部委託の促進と住民に更なる負担増を容認するものになっていると言わざるを得ません。

下水道事業は、条例案の第2条で明記されているように、町の健全な発達及び公衆衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質の保全に資することを目的とした事業であり、この目的に照らせば、公共下水道事業は、独立採算制とはいえ、利潤を生み出す事業ではなく、採算が取れなくても事業を行わなければならない性格のものです。つまり、下水道事業は、住民の生活を支えるライフラインであり、公衆衛生、水質の保全、雨水対策などの事業を担う行政の責任は非常に大きいものであります。

また、昨今の町民を取り巻く経済状況から、下水道利用料についてはより安定と低額化を追求する必要があります。

公営企業会計は、使用料収入による独立採算が原則です。質問の回答で、取りあえず当面は値上げしないということでしたので、反対するものではありませんが、町の財源では限界があります。国や都の財政支援を強く求めていただくことと大きな制度変更ですので、住民への説明責任をしっかりと果たしていただくことを求めまして、私の意見といたします。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 邦男君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 35 号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第 35 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 邦男君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 6 議案第 35 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋 邦男君) 起立多数であります。よって、議案第 35 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 7 議案第 36 号 奥多摩町防災備蓄倉庫設置条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。総務課長。

[総務課長 天野 成浩君 登壇]

○総務課長(天野 成浩君) タブレットの議案第 36 号をご覧ください。議案第 36 号 奥多摩町防災備蓄倉庫設置条例につきまして提案のご説明を申し上げます。

提案の理由でございますが、町の防災備蓄倉庫の設置及び管理運用に関し、条例の全部を改正するため、規定を整備する必要があるためでございます。

次の 2 ページの奥多摩町防災備蓄倉庫設置条例をご覧ください。奥多摩町防災備蓄倉庫設置条例(平成 10 年条例第 26 号)の全部を改正するもので、第 1 条目的及び設置では、災害が発生した場合における住民の緊急用生活物資を確保し、救援救護活動の万全を期するため、奥多摩町防災備蓄倉庫(以下「倉庫」という。)を設置することを規定し、第 2 条名称及び位置では、倉庫の名称及び位置は、規則で定めることと規定し、第 3 条管理運用では、町長は、倉庫の設置目的を効果的に達成するため、その管理運用に関し、必要な措置を取ることを規定し、第 4 条委任では、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めるものを規定するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

恐れ入りますが、この条例は全部改正でございますので、分かりやすく説明するため、机上に配布させていただきました議案第 36 号の提出議案(条例)の補足資料をご覧ください。

只今ご説明いたしました条例の全部改正につきまして、上段は全部改正を要約したもの

でございます。現在、奥多摩町防災備蓄倉庫設置条例には、町内防災備蓄倉庫 30 か所の位置及び各倉庫の管理自治会が記載されており、備蓄倉庫の新設や移設のたびに条例改正を行う必要が生じております。

防災備蓄倉庫は、地方自治法上の公の施設に当たらないため、設置条例の制定を必ずしも要しないこと、都内でも設置条例を制定していない自治体も多くあることから、防災備蓄の管理運用を迅速かつ円滑に行えるようにするため、条例を全部改正し、各倉庫の位置及び管理自治会に関する規定を削除し、新たに制定する施行規則に規定を定めるものでございます。

中段から次のページ以降の説明となりますが、奥多摩町備蓄倉庫設置条例施行規則の制定文でございます。

第1条趣旨では、この規則は、奥多摩町防災備蓄倉庫設置条例（令和5年条例第 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを規定し、第2条名称及び位置では、条例第2条に規定する奥多摩町防災備蓄倉庫（以下「倉庫」という。）の名称及び位置は、別表第1とすることを規定し、第3条倉庫等の管理では、町長は倉庫及び倉庫に保管する備蓄物資（以下「備蓄物資」という。）について、常に良好な状態において管理し、必要に応じ、その補充等を行うことを規定し、第4条入出庫業務等では、町長が必要であると認めた場合、町長は倉庫の開閉及び備蓄物資の入出庫業務（以下「入出庫業務等」という。）を奥多摩町自治委員等に関する条例（昭和57年条例第1号）に規定する別表に記載の自治会（以下「自治会」という。）に依頼することができることを規定し、第2項では、前項の規定により自治会に依頼することができる倉庫は、別表第2のとおりとすることを規定し、第5条注意義務では、入出庫業務等に従事する者は、次に掲げる事項に注意しなければならないことを規定し、第1号で倉庫及び備蓄物資の維持、保管上における適切な処置を、第2号で、備蓄物資の数量の正確な把握を規定するものでございます。第6条委任では、この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めることを規定し、裏面になります。2ページをご覧ください。附則といたしまして、この規則は、公布の日から施行すると記載してございますが、条例の議決をもって交付するものでございます。

次の3ページ、4ページにかけて別表第1第2条関係で、倉庫の名称、位置及び設置場所を規定し、次の3ページの中段以降、4ページにかけて別表第2第4条関係で、依頼先自治会名、自治会に入出庫業務等を依頼することができる備蓄倉庫の名称を示した規定を整備したものでございます。

以上で、議案第 36 号の説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第 36 号の質疑を行います。質疑ありませんか。3 番、相田恵美子議員。

○3 番（相田恵美子君） 3 番、相田です。

防災備蓄の管理運用を迅速かつ円滑に行えるようにするためということで、条例を全部改正されるということで、3 点ご質問させていただきます。

この条例によって基本的に町が全て管理をするという理解でよろしいのかということと、備蓄物資の管理の点検等はどれぐらいの頻度で行うのかということ。それから、3 点目としては、今後、備蓄倉庫は、これからも増えるのか、造るご予定はあるのかということをお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 3 番、相田議員のご質問にお答えいたします。

1 点目の基本的に全て管理という部分でございますが、管理につきましては、各自治会で管理するということになっておりますので、ご理解をお願いいたします。

2 点目の点検の部分でございますが、防災訓練等を通じて点検をしていただくよう各自治会長さんの皆様にはお願いをしております。

3 点目、これからも防災倉庫を造るのかの部分につきましては、今のところ、水と緑のふれあい館、福祉会館の裏の部分が出来ておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。8 番、小峰陽一議員。

○8 番（小峰 陽一君） 8 番、小峰です。

ちょっと理解できないところがありまして、施行規則にしたことによって議会での承認は得る必要がないということで解釈していいんですかね。

それともう一点、大氷川自治会と南氷川自治会が、31 番の福祉会館の備蓄を大氷川自治会、或いは南もそうだったですかね。それはちょっと何か無理がないですか。要するに自治会の所管でない建物を管理するということですよ。ちょっとそこら辺どう考えているか教えてください。

○議長（高橋 邦男君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 8番、小峰議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

規則につきましては、町長が定めることができるということで先程も申し上げましたけれども、迅速かつ円滑に事務の遂行を行うためにこのように対応したものでございます。必ずしも条例が必要な部分ではございません。

2点目につきましては、大氷川、南氷川ということで、31の部分でございますけれども、31の部分の奥多摩町福祉会館の部分でございます。主に社会福祉協議会と町が管理する倉庫という形になってございます。実際には避難された部分につきましては、大氷川自治会さん、また、南氷川自治会さんもございますけれども、その部分で備蓄食料、備蓄飲料水、その他毛布等がございますので、2日から3日という形は対応できるということで、この部分の倉庫の物資調達については考えております。

なお、新たに長期に発生する場合は中・長期がございますので、小学校等の物資倉庫もございますので、そちらで対応するという形になりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに。5番、木村圭議員。ちょっと待ってください。先に8番、小峰陽一議員。

○8番（小峰 陽一君） 小峰です。

要するに、大氷川自治会は、福祉会館へ避難したときに何をやればいいのかというのがよくわかんないんで、ちょっとそこら辺の説明がありましたらお願いしたいんです。物の出し入れはしていいよというふうに聞こえたんですけど、福祉会館へ避難したときの管理は、大氷川なり、南がやるんだなということでもいいんでしょうかね。

○議長（高橋 邦男君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 8番、小峰議員さんの再質問の部分でございます。

福祉会館の部分は、必ずしも大氷川自治会さん、南氷川自治会さんの役員さんで対応していただくという部分ではございませんので、町の職員が必ず福祉会館の部分はつきますので、その部分では、お願いとして出し入れはお願いすることはございますけれども、対応としてはこのような対応を取らせていただきます。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） 小峰議員、よろしいですか。

○8番（小峰 陽一君） わざわざここに大氷川自治会と南氷川自治会を入れる必要があるんですかね。町の職員と協力してものができるなら、緊急対応のときだけお手伝いというような感じに受けるんですけど、日常管理しろということですよ、これ。その必要は

ないような気がするんですけど、どうでしょうか。

○議長（高橋 邦男君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 8番、小峰議員さんの再質問の部分でございます。

ちょっと私のほうで言い方がご理解できなかったかと思います。大氷川自治会さんの部分では風水害に関しての立木の揺れ等で避難所が変わるということで、福祉会館の部分については、あくまでも職員が避難所に立ち会うということで、その部分で出し入れについては、必ずしもそこで全てを行っていただくわけではございませんけれども、お手伝いしていただく部分はございます。備蓄食料ですとか、水につきましては、毛布等もございますけれども、そこで出し入れのお手伝いをさせていただきます。南氷川につきましても土砂災害の部分で福祉会館の部分へ避難所が変わるということでございますので、自治会の皆様にもお手伝いをさせていただきながら、あくまでも管理は社会福祉協議会、町の部分でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） 5番、木村圭議員。

○5番（木村 圭君） 結構です。

○議長（高橋 邦男君） よろしいですか。

8番、小峰陽一議員。

○8番（小峰 陽一君） 分かりましたけど、この表をそのまま自治会に渡されると、自治会は何やるんだという話に絶対なりますよね。そこら辺の自治会へのお願いなり、理解はきちんとお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 邦男君） 5番、木村圭議員。

○5番（木村 圭君） 昨日、防災訓練があつて、南氷川自治会の防災訓練に参加したんですけど、昨日、大串課長が今言われたように、自治会員にきちっと説明しているんで、あとは大氷川だけなのかなと思います。

以上です。

○議長（高橋 邦男君） 4番、小山議員。

○4番（小山 辰美君） 4番、小山です。

備品の件なんですけれども、十数年前に発電機を31か所に配備したと思うんですが、恐らくほとんど使ってないと思うんですね。それで、いざ使うときにかからなかったとか、そういう修理が依頼されることが多いんです。もし何かあったときにかからなければ、鉄

くずですから、その辺の配備を、配備というか保管をしっかり自治会に伝えていただきたい。

それから、修理した費用というのは自治会負担なのか、それとも町負担なんですか。

以上、お願いします。

○議長（高橋 邦男君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 4番、小山議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

発電機の部分でございますけれども、こちらについては各自治会の部分の防災備蓄庫については、自治会で対応していただいておりますので、維持管理についても自治会で対応となります。費用についても自治会でお願いをするという形を取っております。ご理解を賜りたいと思います。

自治委員会等を通じて総合防災訓練ですとか、通常自治会で行う訓練の中で中身の内容、また、維持管理に関する、特に発電機等につきましかからなくなるというお話も聞きますけれども、自治会で管理をしていただくようお願いをしておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。3番、相田恵美子議員。

○3番（相田恵美子君） 3番、相田です。

備蓄物資数についてなんですけれども、この内容についてはこれも自治会で決められるのでしょうか。

○議長（高橋 邦男君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 3番、相田議員さんの質問にお答えさせていただきます。

備蓄内容につきましては町のほうで決めております。ただ、自治会さんの要望があれば、検討はさせていただきます。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。1番、伊藤英人議員。

○1番（伊藤 英人君） 1番、伊藤です。

今、備品の内容については町のほうで決めてくださるということなんですけど、要望があれば自治会からの内容のほうも反映され得るということなんですけども、確かに自分も昨日がちょうど防災訓練の日でしたので、中の確認をいたしました。子どもとか女性用の衛生用品というのは、自治会のほうでは備蓄されていなかったんですね。ですので、粉ミルクとか、そういう衛生用品とかは、そういった体力的に弱者に当たる人たち各自で持参す

るという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（高橋 邦男君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 1 番、伊藤議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

備蓄倉庫の大きさ等も限りがございます。町で備蓄している食料品、飲料水、また、毛布、固形燃料、簡易トイレ、テント、担架ベッド等がございます。そのほかに子ども用のミルクですとか、女性用品、こちらの部分につきましては、極力各戸でお願いをしたいと考えておりますので、ご理解をよろしくをお願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 1 番、伊藤英人議員。

○1 番（伊藤 英人君） ありがとうございます。了解いたしました。

それに付随して確認したいのが、そうすると車椅子とか、ベビーカーとかを使用するという状態で物品の移動をしていくと思うんですね。車での避難所への避難というのは、特に禁止はされていないかと思うんですね。その辺、車での避難は可能なのかというところを確認させていただきたいと思います。お願いします。

○議長（高橋 邦男君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 1 番、伊藤議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

車椅子、ベビーカー、また車での避難でございますけれども、避難所につきましても特に駐車場が大きな場所があるというわけではございませんので、極力、近隣皆様と協力して徒歩等、また、ご不自由な方がいらっしゃる場合は車の部分で、車椅子等、また不自由な方の搬送につきましてはお願いをしたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 36 号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第 36 号について討論を省略し、採決したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 7 議案第 36 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、議案第 36 号については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議の途中であります。ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、午前 11 時 20 分から再開いたします。

午前 11 時 07 分休憩

午前 11 時 20 分再開

○議長（高橋 邦男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第 8 議案第 37 号 奥多摩町町税賦課徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。住民課長。

〔住民課長 加藤 芳幸君 登壇〕

○住民課長（加藤 芳幸君） 議案第 37 号 奥多摩町町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例につきまして提案のご説明をいたします。

理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）の施行に伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

改正内容につきましては、お手元に配布させていただきました奥多摩町町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の改正概要書によりご説明させていただきます。概要書をご覧ください。

冒頭の部分につきましては、既にご説明いたしましたので、主な改正内容からご説明いたします。

今回の改正は、令和 6 年度より町民税と合わせて賦課徴収する森林環境税の導入に伴う規制の整備が主な改正内容となっております。

なお、概要書につきましては、条番号順ではなく、改正内容ごとにまとめて記載しておりますので、ご理解をお願いします。

最初に、改正内容の項番 1 は、森林環境税の導入に伴う規定の整備及び文言整理が必要な条をまとめてございます。記載の①から⑦までの条につきましては、令和 6 年度から町都民税均等割と合わせて町が賦課徴収する森林環境税、これは国税で、年額 1,000 円となります。賦課徴収の方法や納税通知書に森林環境税に関する項目を追加するなど、所要の

規定を整備するものでございます。

中段の表のとおり、令和6年度から新たに森林環境税 1,000 円が追加されますが、町・都民税均等割につきましては、令和5年度で、町民税、都民税にそれぞれ 500 円、合計 1,000 円が加算されている東日本大震災復興基本法による特例措置が終了しますので、合計納税額は、現在と変わらない状態となります。

また、あわせて「何々によって」を「何々により」、また、「場合においては」を「場合には」等の文言整理を行っております。

施行日は、令和6年1月1日でございます。

次の項番2、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化につきましては、給与所得者の扶養親族等について、前年に記載した内容と異動がない場合に、前年から異動がない旨の記載に変えることを可能とするものです。

施行日は、令和7年1月1日でございます。

次に、項番3、自動車メーカーの燃費・排ガス不正行為に関する再発防止策の強化として、不正により生じた納付不足額に係る納税義務を当該不正を行ったメーカーに負わせる特例規定につきまして、納付不足額を徴収する際に加算する割合を現行の 10%から環境性能割、種別割とも 35%に引き上げるものです。

施行日は、令和6年1月1日でございます。

裏面をお願いします。項番4、法改正に伴う規定を整備した箇所以外の文言整理でございます。今回の法改正により規定を整備、または文言整理した条項と整合性を図るため、法改正による影響がない条項中の字句につきましても、記載のとおり文言整理を行うものです。「場合においては」を「場合には」、または「場合において」に、「規定によって」を「規定により」に、「方法によって」を「方法により」に改め、「とおりに」につきましては漢字平仮名等の混在を統一し、「超える」につきましては適正な漢字に改めるものでございます。

施行日は、令和6年1月1日でございます。

続いて、附則でございますが、施行日につきましては、ここに説明のとおりです。

第2条としまして、前条に掲げる規定による新条例の規定中、個人の町民税に関する部分は、令和6年度以降の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例によるものでございます。

第2項新条例第35条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以降に支払いを受けるべき奥多摩町町税賦課徴収条例第35条の3の2第1項に規定する給与について提出する同

条第1項の規定による申告について適用し、同日前に支払いを受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例によるものでございます。

第3条新条例附則第10条の2第3項の規定は、令和6年度以降の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

第2項新条例附則第13条の2第4項の規定は、附則第1条に掲げる規定の施行の日以降に取得された3輪以上の軽自動車に対し課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例によるでございます。

以上で、議案第37号の提案説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第37号の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第37号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第37号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 只今異議が出ましたので、これより討論を行います。

はじめに、反対の議員の討論を行います。6番、大澤由香里議員。

○6番（大澤由香里君） 6番、大澤です。

議案第37号 奥多摩町町税賦課徴収条例の一部を改正する条例についての反対討論をいたします。

本議案に含まれる森林環境税については、2019年に法制化された森林環境税の徴収が2024年から始まるというものです。都道府県と市町村に配分される森林環境譲与税は2019年度から先行配分されています。

私は、環境の保全、温暖化対策に税金を使うこと自体には反対するものではありません。が、本議案に含まれる森林環境税については大いに3つの問題があると考えます。

1番の問題は、その徴収方法です。森林環境税は、個人住民税の均等割に一律に1,000円を課すもので、住民税所得割が非課税の低所得者も負担する逆進性の高い税となってい

ます。その一方で、温室ガスを大量に排出する企業など、法人への負担はありません。温暖化対策としての森林環境を保全するためにも温室ガス排出の原因者である排出企業にこそ第一義的に負担を求めるべきです。

また、水源涵養にとっても森林の機能は重要で、その恩恵は個人とともに法人も受けています。その点でも企業、法人の税負担は当然です。

復興特別住民税の置き換えで、住民にとっては新たな税負担は生じないものの、税の徴収方法として問題だと指摘します。

2点目の問題は、分配基準です。徴収された税収が2019年から分配されている森林環境譲与税ですが、分配割合は都道府県に10%、各市町村に90%となっており、その90%の分配基準は、森林面積指数5、林業就業者指数2、自治体の人口指数3として算出されます。自治体の人口指数が林業就業者の指数よりも高い設定となっているため、当町のように森林面積が広く、環境保全がより必要な地方の自治体よりも人口の多い都市部に多額の森林環境譲与税が分配されるという矛盾が生じています。分配基準の見直しが必要です。

3点目として、森林所有者には森林経営管理法に基づいて伐採など森林管理等を行う義務を課していますが、同時に、森林を放置し、森林経営の意欲がないとみなした場合、市区町村にその森林の管理権を設定でき、その管理をする市区町村に対し、森林整備の事務事業の財源として森林環境譲与税が充てられるという仕組みも設けられています。これは所有者の財産権を侵害するものであり、問題です。

以上、3つの問題点を指摘しました。林業経営者からは、森林環境税及び森林環境譲与税は、森林整備のための安定的な財源確保としてふさわしいのかと疑義が呈されています。安定的な財源で林業を支えるためには、国の一般会計における林業予算の抜本的な拡充こそ必要です。

以上の理由により、議案第37号 奥多摩町町税賦課徴収条例の一部を改正する条例に反対します。

○議長（高橋 邦男君） 次に、議案第37号について賛成の議員の討論を行います。9番、石田芳英議員。

○9番（石田 芳英君） 9番、石田でございます。

議案第37号の奥多摩町町税賦課徴収条例の一部を改正する条例のうちの森林環境税に関わる場所についての反対意見でしたので、賛成意見を述べさせていただきたいと思いません。

当該森林環境税は、既に森林環境譲与税として各都道府県、各市町村に前倒しで交付さ

れておりまして、後づけで一律に 1,000 円徴収するという税制でございますけれども、各自に与えられているのは均等割というような性格を有していると思いますので、各国民が一律に 1,000 円という定額の均等割を納付するという、税負担としてはそれほど苛酷なものではないんじゃないかなというふうに考えております。

また、法人税につきましては地方法人税とか、各種の税金の徴収がございますので、税全般の均衡というか、バランスの上からも法人には与えられていないということもございますが、山梨県なんかでは追加で 1,000 円徴収しているということもございます。それは地方税でございますけども、ですので、全体の税的なバランスとか、徴収と配分の均衡を考えれば妥当ではないかなと。

既に森林環境税は交付していますので、財源をここでなくすということはちょっと無理かなというふうに思われます。また、配布基準につきましては、ちょっと見直しの必要性もあろうかと思うんですけども、これの配布基準をもって全体を否定するというのもちょっと難しいかなと思ひまして、賛成意見とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 邦男君） 次に、議案第 37 号について反対の議員の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 次に、議案第 37 号について賛成の議員の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） これより採決します。

日程第 8 議案第 37 号について原案に賛成の議員は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、議案第 37 号については、原案のとおり可決されました。

次に日程第 9 議案第 38 号 奥多摩町長期継続契約の締結に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

〔企画財政課長 山宮 忠仁君 登壇〕

○企画財政課長（山宮 忠仁君） タブレット端末、議案第 38 号の 1 ページをご覧ください。議案第 38 号 奥多摩町長期継続契約の締結に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案のご説明をいたします。

提案理由でございますが、長期継続契約を締結することができる契約について、放課後

児童の支援業務委託に関する契約の規定を追加するため、規定を整備するものでございます。

本条例につきましては、今年度中に開始予定であります放課後居場所づくり事業に関連するものでありますが、当該事業を実施していく中で、既存の条例内容では適用ができないため、一部を改正させていただくものとなります。

条例改め文もございますが、新旧対照表でご説明いたします。3ページの新旧対照表をご覧ください。下線の部分が改正内容となります。

第2条長期継続契約を締結することができる契約につきまして、第7号といたしまして、放課後児童の支援業務委託に関する契約を追加するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で、議案第38号 奥多摩町長期継続契約の締結に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明を終わります。ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第38号の質疑を行います。質疑ありませんか。8番、小峰陽一議員。

○8番（小峰 陽一君） 小峰です。

何で長期契約をしなきゃならないのかというところがよく理解できないので、もうちょっと説明をお願いします。

それと併せて1から6の分がどんな契約内容なのかもついでにちょっと教えてください。

○議長（高橋 邦男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 8番、小峰議員さんからのご質問にお答えいたします。

まず1点目が長期継続の契約にしなければならない理由ということでございます。こちらにつきましては、今年予算も計上しているところでございますけれども、先程申し上げました放課後居場所づくり事業に関連するものということで、この予定の実施時期、こちらが年度末近くになってというお話が担当課からございます。そういった中で、切れ目なく翌年度の4月以降も継続して行うためには、令和5年度末で一度切ってしまうと、また新たに契約の結び直しと、そこに間隔が空いてしまうということでございます。そういったことから、地方自治法の施行令の中でも翌年度以降にわたりということで、役務の提供等を受ける契約で、契約の性質上、翌年度以降にわたり契約をしなければならない、そういった事務の取扱いに支障を及ぼすようなものにつきましては長期継続契約ができるという決まりがございますので、今回の場合は、そちらを適用させていただいているという状

況が1点目でございます。

2点目でございます。現在の長期継続契約を締結することができる契約の1号から6号の内容をとということでございます。1号につきましては事務機器の賃貸借に関する契約、2号につきましては情報機器の賃貸借に関する契約、3号につきましては業務用機器の賃貸借に関する契約、4号につきましては車両の賃貸借に関する契約、5号につきましてはソフトウェアの使用許諾に関する契約、6号につきましては庁舎等の施設管理業務委託に関する契約、以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第38号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第38号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第9 議案第38号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、議案第38号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第10 議案第39号 奥多摩町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 天野 成浩君 登壇〕

○総務課長（天野 成浩君） タブレットの議案第39号をご覧ください。議案第39号 奥多摩町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案のご説明を申し上げます。

提案の理由でございますが、奥多摩町議会政務活動費の交付額を改定するため、規定を整備する必要があるためでございます。

令和5年第2回町議会定例会におきまして議員提出議案第2号 奥多摩町議会議員定数条例による議員定数の削減の議案が可決されましたことに伴い、併せて議決されました議員提出議案第3号 奥多摩町議会定数条例に関する附帯決議によりまして町議会議員の政

務活動費の交付額の増額につきまして、議会側と町執行部側との協議によりまして交付額を年額 6 万円から年額 12 万円に改定するものでございます。

2 ページに条例の改め文もございますが、新旧対照表でご説明させていただきます。次の 3 ページの奥多摩町議会政務活動費の交付に関する条例の新旧対照表をご覧ください。下線の部分が改正となります。

第 1 条趣旨、第 2 条政務活動費の経費の範囲、第 3 条交付対象及び第 5 条会派の届出につきましては、条文の文言整理を行い、中段の第 4 条交付額及び交付の方法、第 1 項中、「年額 6 万円」を「年額 12 万円」に改め、同条第 5 項中及び第 5 条第 1 項につきましても条文の文言整理を行うものでございます。

次の 4 ページをご覧ください。附則といたしまして第 1 項施行期日では、この条例は、令和 5 年 12 月 1 日から施行し、第 2 項経過措置では、この条例による改正後の奥多摩町議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行日（以下「施行日」という。）以降に交付される政務活動費から適用し、施行日前にこの条例による改正前の奥多摩町議会政務活動費の交付に関する条例の規定により交付された政務活動費については、なお従前の例によるものでございます。

以上で、議案第 39 号の説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第 39 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 39 号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第 39 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 10 議案第 39 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、議案第 39 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 11 認定第 1 号 令和 4 年度奥多摩町一般会計歳入歳出決算の認定について

て、日程第 12 認定第 2 号 令和 4 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 13 認定第 3 号 令和 4 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 14 認定第 4 号 令和 4 年度奥多摩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 15 認定第 5 号 令和 4 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 16 認定第 6 号 令和 4 年度奥多摩町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 17 認定第 7 号 令和 4 年度奥多摩町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 18 認定第 8 号 令和 4 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計決算の認定について、以上 8 件を一括して議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。会計管理者。

[会計管理者 坂本 秀一君 登壇]

○会計管理者（坂本 秀一君） それでは、認定第 1 号から認定第 8 号までの令和 4 年度一般会計歳入歳出決算をはじめとする特別会計、企業会計の決算につきまして地方自治法並びに地方公営企業法の規定に基づき、議会の認定に付すべく、その提案の説明を申し上げます。

なお、本件につきましては、議会運営委員会委員長からの報告がありましたとおり、決算特別委員会を設置し、審査を付託することになりましたので、一般会計、特別会計、企業会計の順に概要の説明を申し上げます。

また、各認定議案の鑑文につきましては、決算書とは別につけさせていただきましたので、ご了承をお願いいたします。

はじめに、認定第 1 号 令和 4 年度奥多摩町一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。決算書をお開きいただき、6 ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、歳入の収入済額の合計は、表の一番下の行でございます 76 億 2,079 万 7,007 円で、対前年度比 1 億 1,405 万 4,744 円、1.5%の減となりました。

その主な要因といたしましては、町の貴重な自主財源であります町税は、前年度に比べ増加しました。国庫支出金につきましては、価格高騰緊急支援給付事業費補助金約 4,600 万円の皆増などがありましたが、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金約 5,200 万円、子育て世帯への臨時特別給付金事業費補助金約 4,500 万円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金約 4,100 万円などの減により、国庫支出金は 2 億円を超える減額となりました。

都支出金につきましては、内水面漁業環境活用施設整備費補助金約 9,300 万円の増や市

町村土木費補助金約 2,300 万円の増などにより、約 4,800 万円ほどの増額となりました。

繰入金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策基金の繰入れが皆減しましたが、財政調整基金の取崩しを 1 億 2,000 万円行いましたことにより約 7,100 万円の増額となりました。

諸収入につきましては、大塚山周辺の町有地において分収林契約の解除に伴う収入がありましたことから、約 1 億 8,000 万円弱の増額となりました。

これらの要因により、歳入全体では前年度に比べて増額となりました。また、収入未済額につきましては、町税ほかが 293 万 3,645 円で、対前年度比 142 万 1,662 円、94.0%の増となりました。

なお、地方税法第 18 条等により、74 万 3,638 円の不納欠損処分を行いました。詳細につきましては、事務報告書の 126 ページに詳細が載っておりますので、後程ご参照をいただきます。

次に、7 ページからは歳出でございますが、9 ページをご覧ください。歳出の支出済額の合計は、表の一番下の行にあります 73 億 4,135 万 5,272 円で、対前年度比 2 億 2,623 万 9,725 円、3.2%の増となりました。

その主な要因といたしましては、総務費では、分収林収益配分金として、立木補償費が皆増したことや財政調整基金や調査建設基金を積み立てたことなどにより、総務費全体では増額。民生費では、社会福祉費において価格高騰緊急支援給付金約 4,600 万円皆増になりましたが、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費約 8,800 万円が減額になったことなどにより、民生費全体では減額。衛生費では、奥多摩病院への出資金が 7,000 万円の増などにより、衛生費全体では増額。農林水産業費では、氷川国際釣場施設改修工事約 1 億 1,300 万円の増、大氷川国際釣場バーベキューデッキ改修工事約 3,200 万円の増などにより、農林水産業費全体では増額。商工費では、地域応援券事業や事業継続応援金事業などを実施していますが、もえぎの湯灯油ボイラー設置工事や観光トイレ改修工事の皆減などにより、商工費全体では減額となり、土木費では、住宅費で氷川大氷川地内町営若者住宅建設工事の皆減や古里附入川線道路改良工事の皆減などにより、土木費全体では減額。消防費では、ポンプ自動車購入約 2,300 万円の増、消火栓維持管理負担金約 2,800 万円の増などにより増額。教育費では、教育文化振興基金積立金が 4,600 万円の増、氷川小学校西側トイレ改修工事約 3,800 万円の皆増、水と緑のふれあい館改修工事負担金 2,600 万円の皆増などにより、教育費全体では増額となりました。災害復旧費では、令和元年台風第 19 号災害復旧事業におきまして氷川溪谷遊歩道災害復旧工事を実施しましたが、災害復旧費

全体では前年度に比べて減額となりました。

なお、令和元年台風第19号災害復旧事業は、当該工事をもって完了いたしました。

その結果、歳入歳出差引残高は2億7,944万1,735円で、そのうち5,303万円が翌年度繰越額となります。繰り越す事業は、南平熊沢線道路新設事業でございます。

なお、令和4年度に執行した個々の事業につきましては、事務報告書に詳細が載っておりますので、後程ご参照いただきたいと思います。

次に、132ページをご覧ください。実質収支に関する調書でございますが、歳入歳出差引額の2億7,944万1,735円から翌年度へ繰り越すべき財源、(2)繰越明許費繰越額の2,818万円を差し引いた額2億5,126万1,735円が実質収支額となりました。備考欄にも記載しておりますが、決算書の翌年度繰越額と本調書、4 翌年度へ繰り越すべき財源との差額2,485万円は、未収入特定財源であります。

なお、132ページ以降の財産に関する調書につきましては、後程ご参照をいただきたいと思います。

次に、認定第2号 令和4年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。決算書をお開きください。

奥多摩都民の森は、森に触れる、森を歩く、森を育てるをテーマに、山村の生活体験や登山、自然体験及び森林作業体験など、都民が自然と触れ合う場の拠点として東京都より指定管理を受け、施設の管理運営を行っております。

4ページをご覧ください。歳入の収入済額の合計は8,311万4,912円で、対前年度比452万4,226円、5.8%の増となりました。

5ページをご覧ください。歳出の支出済額の合計は6,677万1,572円で、対前年度比372万2,209円、5.3%の減となりました。

次に、12ページの実質収支に関する調書をご覧ください。歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、歳入歳出差引額の1,634万3,340円が実質収支額となりました。

○議長（高橋 邦男君） お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、午後1時から再開いたします。

午後0時01分休憩

午後1時00分再開

○議長（高橋 邦男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第13 認定第3号の説明より開始します。会計管理者。

○会計管理者（坂本 秀一君） それでは、改めまして、認定第3号 令和4年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。決算書をお開きください。

山のふるさと村は、都民の健全なレクリエーション需要に対処するため、自然利用の拠点として奥多摩湖畔に大規模な集団施設地区を整備し、東京都内に残存する貴重な自然を広く都民に親しんでもらうことを目的に開園した都立自然公園でありまして、東京都より指定管理を受け、施設の管理運営を行っております。

4ページをご覧ください。歳入の収入済額の合計は1億6,843万3,466円で、対前年度比485万9,571円、3.0%の増となりました。

5ページをご覧ください。歳出の支出済額の合計は1億6,843万3,466円で、対前年度比542万5,835円、3.3%の増となりました。

次に、12ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。歳入総額、歳出総額は同額でございますので、歳入歳出差引額はなく、実質収支額もありませんでした。

次に、認定第4号 令和4年度奥多摩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。決算書をお開きください。

国民健康保険制度は、国民皆保険の根幹をなす制度として様々な改正を行いながら、50年以上にわたり制度を維持してきました。現在では国保が都道府県化され、都道府県が財政運営の責任主体として公費の拡充をすることで、区市町村の負担を軽減し、平準化しています。市町村は、医療費の急増等による財政リスクがなくなる等、国、都道府県、市町村が応分の責任を果たすことにより、将来にわたって国民健康保険を持続可能な制度とすることとされました。安定した事業運営を行うためには適正な収入の確保はもとより、疾病の予防を図り、医療費の適正化に努める必要があります。

4ページをご覧ください。歳入の収入済額の合計は、表の一番下の行にあります7億3,941万4,750円で、対前年度比4,827万3,809円、6.1%の減となりました。収入未済額は166万2,600円で、対前年度比38万1,200円、29.7%の増となり、不納欠損額は77万6,500円で、対前年度比46万9,500円、152.9%の増となりました。

次に、5ページから歳出になります。6ページをご覧ください。歳出の支出済額の合計は、表の一番下の行にあります7億1,062万9,143円で、対前年度比4,632万662円、

6.1%の減となりました。

次に、22 ページの実質収支に関する調書をご覧ください。歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、歳入歳出差引額の 2,878 万 5,607 円が実質収支額となりました。

なお、財産に関する調書につきましては、23 ページをご参照いただきたいと思います。

次に、認定第 5 号 令和 4 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。決算書をお開きください。

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療費が増大する中、現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、公平で分かりやすい制度として、老人保健制度にかわり創設されたもので、各都道府県が広域連合を設立して保険者となり、75 歳以上の方と一定の障害があると認定された 65 歳以上の方が加入している制度になります。

4 ページをご覧ください。歳入の収入済額の合計は 2 億 3,243 万 92 円で、対前年度比 2,093 万 5,631 円、9.9%の増となりました。収入未済額につきましては 13 万 5,100 円で、対前年度比 8 万 3,300 円、160.8%の増となりました。不納欠損額は 1 万 3,200 円で、対前年度比 1 万 3,200 円の皆増となりました。

次に、5 ページ、歳出でございしますが、歳出の支出済額の合計は 2 億 2,587 万 8,226 円で、対前年度比 2,048 万 2,042 円、10.0%の増となりました。

次に、15 ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、歳入歳出差引額 655 万 1,866 円が実質収支額となりました。

次に、認定第 6 号 令和 4 年度奥多摩町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。決算書をお開きください。

介護保険事業につきましては、令和 4 年度は、第 8 期介護保険事業計画に基づく 3 年間の事業運営期間の 2 年目でありました。歳出の主な部分である保険給付費におきましては、施設サービス受給費は減少したものの、依然として施設サービスに係る給付費が全体の 7 割に近い状況であり、施設サービスの増減が保険財政に大きく影響を与えている状況となっています。

4 ページから歳入になります。5 ページをご覧ください。歳入の収入済額の合計は、表の一番下の行にあります 8 億 6,693 万 9,898 円で、対前年度比 19 万 1,840 円、0.02%の増となりました。収入未済額につきましては 119 万 5,600 円で、対前年度比 1 万 3,500 円、1.1%の減となりました。

なお、不納欠損額は 48 万 9,000 円で、対前年度比 11 万 3,400 円、18.8%の減となりました。

次に、6 ページから歳出になります。7 ページをご覧ください。歳出の支出済額の合計は、表の一番下の行にあります 8 億 1,183 万 8,425 円で、対前年度比 1,382 万 3,770 円、1.7%の減となりました。

次に、24 ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、歳入歳出差引額 5,510 万 1,473 円が実質収支額となりました。

なお、財産に関する調書につきましては、25 ページをご参照いただきたいと思います。

次に、認定第 7 号 令和 4 年度奥多摩町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。決算書をお開きください。

下水道は、公衆衛生の向上、生活環境の改善、そして、多摩川上流域の水源の町として河川の水質改善に大きな役割を果たしております。令和 5 年 3 月末現在での水洗化率は、小河内処理区が 100%、奥多摩処理区につきましては 91.2%となっており、奥多摩町全体の水洗化率につきましては 91.6%となっております。

4 ページをご覧ください。歳入の収入済額の合計は 6 億 4,215 万 5,451 円で、対前年度比 1,042 万 2,699 円、1.6%の減となりました。収入未済額及び不納欠損額はございませんでした。

次に、5 ページ、歳出でございますが、歳出の支出済額の合計は 6 億 4,215 万 3,689 円で、対前年度比 1,042 万 2,148 円、1.6%の減となりました。

次に、15 ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、歳入歳出差引額の 1,762 円が実質収支額となりました。

次に、認定第 8 号 令和 4 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計決算の認定についてご説明申し上げます。決算書をお開きください。

奥多摩病院は、地域医療の拠点として、また、山間部の僻遠地での健康管理や医療ニーズに対応するため、附属診療所へ出張診療や在宅で医療が受けられる訪問診療、訪問介護を行うなど、この地域にとって欠かせない病院として信頼をいただいています。平成 31 年 3 月より、地域包括ケア病床の運用も開始し、住民の期待と信頼に応えられる病院として一層のサービスの充実を図っております。

3 ページから収益的収入及び支出になります。4 ページをご覧ください。収入決算額は、

上段の表の一番上 4 億 9,205 万 1,172 円、支出決算額は、下段の表の一番上 5 億 160 万 8,534 円で、収支差引額 955 万 7,362 円が単年度収支として赤字となっております。医業費用に対する医業収益の割合は 54.5%で、前年度の 53.9%と比較し、0.6%の増となりました。

次に、5 ページから資本的収入及び支出になります。6 ページをご覧ください。収入決算額は、上段の表の一番上 8,348 万 3,000 円、支出決算額は、下段の表の一番上 8,779 万 1,884 円で、収支差引額は 430 万 8,884 円の不足となりました。この不足額につきましては、過年度損益勘定留保資金で補填をいたしました。この資本的支出は、2 階空調設備改修工事や備品、医療機器等の整備などを行ったものでございます。

なお、業務内容等詳細につきましては、23 ページ以降及び事務報告書に詳しく記載してございますので、後程ご覧いただきたいと思っております。

以上、認定第 1 号から認定第 8 号までの決算につきまして提案のご説明をさせていただきましたが、決算認定の意義につきましては申し上げるまでもございませませんが、歳入歳出予算の執行結果を総合的に確認し、今後の予算編成や財政運営に生かしていくという大切な意義がございますので、慎重なご審議をいただきまして、ご認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、説明は終わりました。

次に、日程第 19 報告第 2 号 継続費の精算報告について報告をお願いします。企画財政課長。

〔企画財政課長 山宮 忠仁君 登壇〕

○企画財政課長（山宮 忠仁君） タブレット端末報告第 2 号の 1 ページをご覧ください。報告第 2 号 継続費の精算報告についてご説明いたします。

本報告は、令和 4 年度に終了いたしました継続費の精算につきまして、地方自治法施行令第 145 条第 2 項の規定により報告するものでございます。

次のページをご覧ください。令和 4 年度奥多摩町継続費精算報告書でございます。事業名は、氷川溪谷遊歩道災害復旧事業で、令和 3 年度及び令和 4 年度の 2 か年の継続事業として実施したものでございます。

最初に、令和 3 年度でございますが、全体計画欄における年割額（A）は 6,160 万円で、その右側の実績欄における支出済額（C）は計画額と同額の 6,160 万円でございます。

次に、令和 4 年度でございますが、全体計画欄における年割額（A）は 1 億 3,106 万 7,000 円で、その右側の実績欄における支出済額（C）は 1 億 3,106 万 6,100 円で、年割

額と支出済額の差（A）引く（C）は 900 円でした。

以上から 2 か年の合計では、表の最下段の計欄をご参照したいと思いますが、全体計画欄における年割額（A）は 1 億 9,266 万 7,000 円で、その右側の実績欄における支出済額（C）は 1 億 9,266 万 6,100 円で、年割額と支出済額の差（A）引く（C）は 900 円でした。

なお、財源内訳につきましては、全て一般財源でございますが、財源補完といたしまして東京都市町村総合交付金が含まれておりますことを申し添えます。

以上で、報告第 2 号 継続費の精算報告についての説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、説明は終わりました。

次に、日程第 20 報告第 3 号 令和 4 年度決算における奥多摩町健全化判断比率の報告について、日程第 21 報告第 4 号 令和 4 年度決算における奥多摩町資金不足比率の報告について、以上 2 件は関連がありますので、一括して報告をお願いします。企画財政課長。

〔企画財政課長 山宮 忠仁君 登壇〕

○企画財政課長（山宮 忠仁君） タブレット端末報告第 3 号の 1 ページをご覧ください。報告第 3 号 令和 4 年度決算における奥多摩町健全化判断比率の報告について及び報告第 4 号 令和 4 年度決算における奥多摩町資金不足比率の報告についてのご説明をさせていただきます。

はじめに、報告第 3 号 令和 4 年度決算における奥多摩町健全化判断比率の報告についてご説明させていただきます。

なお、説明に当たりましては議案書のフォルダーとは別に、報告第 3 号附属資料といたしまして、「奥多摩町健全化判断比率の推移」という表題の折れ線グラフによる附属資料をタブレット端末上に添付させていただきました。こちらも併用しながら説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、ご報告するものでございます。

この健全化法におきましては地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するために 4 つの財政指標を設け、これを健全化判断比率として定めています。

次のページの令和 4 年度決算における奥多摩町健全化判断比率報告書をご覧ください。

最初に、実質赤字比率でございます。これは地方公共団体の最も主要な会計である一般会計等に生じている赤字の大きさをその地方公共団体の財政規模に対する割合で表したも

のです。町の場合は、一般会計と都民の森及び山のふるさと村の管理運営事業特別会計の3会計が対象であり、この3会計合計の実質収支額を標準財政規模で除したものが実質赤字比率となります。令和4年度決算におきまして分子となる3会計合計の実質収支額は2億4,275万5,000円で、分母となる標準財政規模は28億2,815万7,000円でありました。通常であれば符号がプラスの8.58%となりますが、健全化判断比率では赤字や負債の状況を浮き彫りにする必要があるため、赤字の場合をプラスの数値表示とし、黒字の場合はマイナスの計算結果とします。したがって、町の場合は、黒字決算であるため、マイナスの8.58%という計算結果となります。ただし、規定により報告書における表示では、赤字はないという意味で数値ではなく、横棒のバー表示としております。このため当該記載欄につきましては、町では赤字でなく黒字のため、バー表示となっております。

次に、連結実質赤字比率でございます。これは一般会計等に加え、公立病院や下水道など公営企業等を含む地方公共団体の全会計に生じている赤字の大きさを財政規模に対する割合で表したものです。町の場合は全8会計となります。分子は最初に説明いたしました一般会計等3会計合計の実質収支額2億4,275万5,000円に国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の特別会計の実質収支額9,044万円と病院事業及び下水道事業の企業会計の剰余額4億791万8,000円を合算した7億4,111万3,000円となります。これを分母となる標準財政規模28億2,815万7,000円で除しますと26.2%となりますが、分子がいずれも黒字決算のため、先程説明いたしましたように、マイナスの26.2%という計算結果となります。ただし、規定により、当該記載欄につきましては、町では赤字ではなく、黒字のため、バー表示となっております。

次に、実質公債費比率でございます。これは地方公共団体の借入金の返済額の大きさをその地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。この返済額には一般会計等で公債費のほかに下水道事業など、特別会計への繰出金のうち、地方債の償還に充てられた経費なども含まれております。令和4年度の単年度比率は7.5%でありましたが、この報告書では、当該年度までの3か年平均の比率を記載することとなっているため、3か年平均では前年度と同様の7.3%と記載しております。

次に、将来負担比率でございます。これは地方公共団体の借入金や現在抱えている負債並びに職員の退職金や加入している一部事務組合が記載した借入金の返済額など、将来にわたって負担しなければならない金額の大きさをその地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。令和4年度決算におきましてその計算結果はマイナスの154.8%となりました。ここでのマイナスの意味につきましては、将来負担額よりも充当可能財源等

が大きいこと、つまり、現状におきましては町の積立基金などにより、先程申し上げました将来に負担すべき金額を賄える財政環境に現時点ではあるという状況になっております。当該記載欄につきましては、将来負担が生じているプラス数値の場合のみ数値が記載されますが、町ではマイナスのため、規定によりバー表示となっております。

只今ご説明いたしました以外に報告書の表内には、括弧書きの数値が記載されております。こちらにつきましては備考欄記載のとおり、町における早期健全化基準であり、この4指標のうち1つでも数値が超えますと、早期健全化団体となり、財政健全化計画を策定し、議会の議決を得ることが義務づけられるとともに、計画策定年度のみ個別外部監査が強制適用されます。町におきましては4指標のいずれも基準値以下となっており、健全な状態が保たれております。

なお、冒頭申し上げました報告第3号附属資料、奥多摩町健全化判断比率の推移といたしまして、折れ線グラフの附属資料をタブレット上に添付させていただきました。この資料では4指標の推移状況をグラフにより示しております。縦軸は比率、横軸は決算年度を示しており、年度によって若干の増減もありますが、堅調な推移が見てとれます。

以上で、報告第3号 令和4年度決算における奥多摩町健全化判断比率の報告についてのご説明を終わらせていただきます。

次に、タブレット端末報告第4号の1ページをご覧ください。報告第4号 令和4年度決算における奥多摩町資金不足比率の報告についてをご説明させていただきます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づきご報告するものでございます。

資金不足比率は、公立病院や下水道などの公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。公営企業は独立採算の原則により、必要な費用を自身の料金収入によって賄わなければなりませんので、公営企業の赤字や借金が大きくなって一般会計に大きな影響を及ぼさないよう個々の収支を事前にチェックしていきます。

次のページの令和4年度決算における奥多摩町資金不足比率報告書をご覧ください。この表は、病院事業会計、下水道事業特別会計の順に記載してございますが、資金不足比率につきましては、公営企業会計における資金が不足しているのか、足りているのかを判断する指標であります。資金不足比率の内容につきましては、それぞれの会計における流動資産から流動負債を差し引いた額がマイナスになりますと資金不足ということで、計算式により比率計算を行った上で表上に記載しますが、資金が足りているプラスの場合は、比

率の表示は行わず、バー表示の記載をすることとなっております。バー表示下段の括弧内に 20.0%と表記しているものが早期健全化基準で、この基準を超えた場合には、早期健全化団体と同様に、経営健全化計画の策定、個別外部監査等が求められます。

当町における公営企業等 2 会計の令和 4 年度決算における流動資産から流動負債を差し引いた額は、病院事業会計がプラス 4 億 791 万 6,000 円、下水道事業特別会計がプラス 2,000 円と、いずれの会計も資金不足の状況にないことから、バー表示の記載となっております。

以上で、報告第 3 号 令和 4 年度決算における奥多摩町健全化判断比率の報告について及び報告第 4 号 令和 4 年度決算における奥多摩町資金不足比率の報告についてのご説明を終わります。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、報告は終わりましたが、令和 4 年度の各会計決算並びに健全化判断比率、資金不足比率については、それぞれ監査委員の審査に付され、お手元にその審査意見書の写しが配布されております。

本日は、松永代表監査委員にご出席をいただいておりますので、審査の経緯及び結果についてご報告をいただきたいと思っております。松永代表監査委員。

〔代表監査委員 松永健太郎君 登壇〕

○代表監査委員（松永健太郎君） 皆様、こんにちは。只今、決算審査報告並びに財政の健全化に関する審査報告のご指名をいただきました奥多摩町代表監査委員の松永でございます。

本日は、これまで実施した例月出納検査、そして、決算審査等を踏まえ、お時間をいただきましてご報告申し上げたいと思っております。

まず、決算審査の結果についてご報告申し上げます。それでは、タブレットの一般会計等決算審査意見書をご覧ください。

地方自治法の規定により審査の対象となりましたのは、令和 4 年度の奥多摩町における次の会計の歳入歳出決算で、一般会計、都民の森管理運営事業特別会計、山のふるさと村管理運営事業特別会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計、奥多摩町国民健康保険病院事業会計の 8 会計でございます。

審査実施日は、令和 5 年 7 月 27 日、8 月 3 日、7 日、9 日、17 日の 5 日間で、審査実施者は、澤本幹男監査委員と私、松永でございます。

審査手順につきましては、報告書に記載のとおりでございますが、令和 4 年度の全ての事務事業について決算審査を行い、各課長及び係長から、所管事務事業のうち、主たる事

業の必要性、有効性について意見聴取を行いました。

次に、審査結果ですが、令和4年度の奥多摩町における全8会計の決算書類は、関係法令に準じて作成されており、関係帳簿及び会計伝票並びに証票類とも照合の結果、決算の計数に誤りはなく、預金残高とも符合し、基金の運用状況及び予算の執行も適正かつ正確であり、歳入歳出とも妥当であったことを認めます。

次に、審査概要ですが、お手元の審査意見書2ページの6、審査概要の(1)一般会計から5ページの(9)基金の状況までにそれぞれの会計における状況と内容について記載してありますので、恐れ入りますが、詳しい説明は割愛させていただきます。

なお、個々の会計の審査意見につきましても6ページから9ページに記載してあります。

また、財政の健全化に関する法律に係る審査につきましても、健全化判断比率、資金不足比率とも良好でありました。詳細につきましてはご参照いただくこととし、本日はこれまで実施した例月出納検査、そして、決算審査等を踏まえ、総括意見を述べさせていただきます。お手元の審査意見書9ページから総括として記載してありますので、ご参照いただきたいと思えます。

令和4年度においても新型コロナウイルスは猛威を振るい、奥多摩町でも例外なく、事務事業の執行面では感染対策やウェブ会議の実施、観光・イベント面では納涼花火大会の中止など、多方面で影響を受けてしまいました。そのような状況下の中でも第5期奥多摩町長期総合計画に基づいて策定された令和4年度予算が計画的に執行されました。

令和4年度決算において歳入は76億2,079万7,000円であり、そのうち自主財源の大部分を占める町税は6億8,394万5,000円で、歳入総額に占める割合は9.0%でありました。前年度と比較しても1,723万7,000円の増額となりましたが、いまだに地方交付税や都支出金に大きく依存する状態となっている状況に、町の監査という立場からも危機感を感じざるを得ません。

人口面においても依然として人口減少と少子高齢化の傾向は続いており、特に留意しなければならないのは、15歳から64歳までの人口、いわゆる生産年齢人口が令和3年度と比較して88人も減少してしまっていることでもあります。今後このような状況が続いてしまうと、労働力の不足及び町内需要の減少並びにそれらが結果としてもたらす税収の減少という課題が更に深刻化するものと思われます。

令和4年度では、自主財源の少なさや人口減少というネガティブ面だけでなく、ポジティブ面も当然ながら多くあります。令和4年度では、山のふるさと村音楽祭や奥多摩ふれあいまつりが4年ぶりに開催されました。その他のイベントについても今後の令和5年度

以降では通常どおり開催されることと思います。

山のふるさと村管理運営事業や都民の森管理運営事業における稼働数が前年と比較して、いずれも増加しました。ただし、新型コロナウイルスの影響を受ける前の平成30年度と比較すると、遠く及ばない状況となっていますが、今後の自助努力により新型コロナ化前の水準に戻してもらえることを期待いたします。

また、観光地としても更に活気を取り戻していくと思われませんが、観光客数の増加とともに、観光ごみの発生が懸念されますが、それに対しましては、啓発活動や観光客専用ごみ袋の有料販売等で、既に準備は整っているものと思われまます。

少子化定住化対策事業では、令和5年3月31日現在の人口4,690人のうち、定住対策関係人口は583人で、総人口の12.4%にもなり、担当職員の努力がしっかりと実を結んでいるものと思われまます。引き続き定住化対策事業により更なる増加を期待いたします。

農林水産業では、生産以外に獣害対策等の難しい面もあると思われまますが、獣害に強い畑づくりを推進し、治助芋のブランド化に引き続き注力いただきますようお願いいたします。

令和5年度以降も多額の起債償還、老朽化施設や設備の修繕、道路や橋梁等のインフラ、新庁舎の建設等、多額の資金が必要であると見込まれますので、引き続き、見直しや再構築も視野に、適切な財政運営を行っていただきますようお願いいたします。

以上、奥多摩町の課題である少子高齢化及び人口減少並びに財政の観点から総括させていただきましたが、細かな支出面においても例月出納検査を通じて事務処理方法、各支出における妥当性の評価、事故防止等の観点から引き続き監査を行ってまいります。

令和4年度中に行われた例月出納検査では、病院事業会計において図面の保存不備により、本来追加で発生しなくてもよい費用が発生してしまっていたことが判明いたしました。貴重な財源を1円たりとも無駄にしないよう、意識して職務に従事していただきたいと思われまます。

令和5年度以降、新型コロナウイルス感染症の位置づけは、令和5年5月8日から、2類相当から5類感染症になり、新型コロナウイルスと共生する時代が到来することになると思われまます。今後は新型コロナ禍前とほぼ変わらない生活様式となって、最近では聞き慣れてきてしまっている新型コロナウイルスの影響によりというようなワードは聞く機会が少なくなってきたことと思われまます。

最後に、理事者及び管理職の皆様、そして、新型コロナ禍の中でも奥多摩町のため、そして、奥多摩町に住まわれている全ての方たちのために新型コロナ禍前と変わらない行政サービスを提供するため、現場で一生懸命働かれている町職員の皆様のご尽力に感謝申し

上げ、私からの監査総括意見とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、松永代表監査委員の報告は終わりました。

松永代表監査委員、大変ご苦労さまでした。あわせて議会選出の澤本監査委員につきましてもご苦労さまでした。

お諮りします。只今上程の認定第1号から認定第8号までについては、議長及び議会選出監査委員である澤本議員を除く委員10名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、決算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することに決定しました。

ここで決算特別委員会委員長の互選のため、暫時休憩とします。休憩中に決算特別委員会の正副委員長の選出を行い、ご報告をお願いいたします。

午後1時44分休憩

午後1時47分再開

○議長（高橋 邦男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に決算特別委員会の正副委員長の選出が行われましたので、その結果を事務局長より報告させます。事務局長。

○議会事務局長（新島 和貴君） それでは、報告いたします。

休憩中に決算特別委員会の正副委員長の選出を行いましたので、その結果を報告いたします。

決算特別委員長に4番、小山辰美議員、同副委員長に3番、相田恵美子議員、以上のとおり選出されました。

報告を終わります。

○議長（高橋 邦男君） 以上のとおり、決算特別委員会委員長は、4番、小山辰美議員、副委員長は、3番、相田恵美子議員に決定しました。会期中に審査が終了するようお願いいたします。

次に、日程第22 報告第5号 奥多摩町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価（令和4年度分）の報告について報告を求めます。教育課長。

〔教育課長 清水 俊雄君 登壇〕

○教育課長（清水 俊雄君） タブレット端末の報告第5号をご覧ください。報告第5号

奥多摩町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価（令和4年度分）の報告についてご説明いたします。

この報告は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、奥多摩町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価を議会へ報告するものでございます。

それでは、報告書のページに沿ってご説明いたしますので、お願いいたします。

はじめに、報告書のページ1ページをご覧ください。第1の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について、第2の施策及び事務事業の管理及び執行状況の点検及び評価の実施方針についてにつきましては、この報告書を作成するに至った経緯、点検及び評価についての目的や実施方法につきまして1ページから2ページに記載しております。

次に、3ページをお開きください。第3につきましては、奥多摩町教育委員会の令和4年度活動状況についての報告で、教育委員会定例会及び臨時会の会議内容、学校行事、外部への視察等の活動内容につきまして3ページから6ページに掲載しております。

次に、7ページをお開きください。第4といたしまして、教育委員会が令和4年度に取り組みました教育行政の基本となる教育目標及びこの目標を達成するための5つの基本方針を7ページに掲載しております。

次に、8ページをお開きください。第5といたしまして、第4で挙げました5つの基本方針に基づき取り組みました教育施策としての22の重点項目をそれぞれの基本方針ごとに8ページから9ページに掲載しております。

次に、10ページをお開きください。第6といたしまして、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の令和4年度点検及び評価を10ページから26ページに掲載しており、第5で定めました22の重点項目ごとに各分野で取り組みました具体的な事務事業について点検し、自己評価しております。

次に、飛びまして27ページをお開きください。第7といたしまして、点検評価に関する点検評価有識者からの意見を27ページから30ページに掲載しております。

それでは、ページをお戻りいただきまして、2ページをお開きください。評価基準につきましてご説明いたします。評価基準につきましては、下段の別表に記載しております。それぞれの施策・事務事業ごとに点検結果について記号を用いて評価しております。二重丸は事務事業の取組が順調に行われている、丸は概ね順調である、三角はやや順調でない、バツは順調でないという評価でございます。その点検結果の右側には、それぞれの事務事

業についての取組概要等を記載しております。

次に、飛びまして 10 ページをお開きください。この表では、基本方針 1 の重点項目 1 につきまして評価をしております。表中の最初の施策・事務事業名「人権教育の推進と教員の意識の向上」につきましては、点検結果といたしまして丸の概ね順調に実施している、次の「社会体験、自然体験の推進」につきましては、二重丸の順調に実施しているという自己点検結果となっております。

以降 26 ページまで、それぞれの基本方針で定める重点項目に沿って実施した施策・事務事業につきまして、同様に評価をしておりますので、後程ご覧いただければと思います。

なお、今回の点検評価につきましては、令和 4 年度に実施した事業について令和 4 年度末であります令和 5 年 3 月の状況で評価しております。

次に、飛びまして 27 ページをご覧ください。教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 2 項の規定により、毎年その権限に属する事務の執行状況につきまして自ら点検及び評価を行い、これを教育に関し学識経験を有する方の意見を聞くことが義務づけられており、その意見聴取の結果でございます。

今回は、点検評価委員といたしまして、前奥多摩中学校 P T A 会長でスポーツ推進委員の池田慎氏と元教育委員であります大澤美和子氏のお二方をお願いいたしました。意見聴取をしている中で、教育委員会からの事務事業の執行につきまして様々なご意見をちょうだいいたしましたので、その内容について掲載させていただいております。

全体的な評価といたしましては、引き続き新型コロナウイルスの影響はあったものの、学校関係者、事務局職員の努力により、多くの施策・事務事業目標どおり概ね順調に取り組まれている、また、自己点検結果についても妥当な評価がされていたと思えるというものであります。

28 ページをお開きください。個別の意見として主なものを紹介いたしますと、上段のスクールカウンセラーの有効活用につきましては、東京都では対象学年が決まっている中、小規模校の利点を生かし、児童・生徒の全員面接を行い、相談しやすい状態ができているというのはとてもよいと思う、とよい評価をいただきました。

29 ページをお開きください。中段のスポーツ推進委員活動事業につきましては、児童・生徒たちが参加できる事業が余りない状況であるため、年齢に関係なく参加できる事業を実施してほしいとのご意見をいただきました。

次に、30 ページをお開きください。上段の移動図書館車の運行につきましては、高齢化に伴い、なかなか出歩けない方が町内に増えているので、この事業は必要であり、今後も

継続して運行に努めていただきたいとのご意見をいただきました。

下段の文化財の公開、活用の推進につきましては、小河内の鹿島踊りがユネスコ無形文化遺産に登録され、川野の車人形が国の重要無形民俗文化財に指定されたことにより、町の文化財の価値が証明されたので、今後は、ワークショップ等、体験活動を実施して、広く一般の方への普及に努めていただきたいとのご意見をいただきました。

以上、令和4年度分の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価の概要につきましてご報告いたしました。教育委員会では、この報告書を図書館等の施設で公表し、住民皆様から広くご意見をいただき、点検評価委員からちょうだいしたご意見とともに、これから教育行政の適正な事務の管理と執行に生かしていきたいと考えております。

以上で、報告第5号 奥多摩町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価（令和4年度分）の報告についての説明を終わります。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、報告は終わりました。

お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、午後2時15分から再開いたします。

午後1時59分休憩

午後2時15分再開

○議長（高橋 邦男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に日程第23 議案第40号 自治功労者の決定に同意を求めることについてを議題とします。

ここで審議対象者の血族となる若者定住推進課長より退席の申出が事前にありましたので、若者定住推進課長には審議が終了するまで退席を許可します。

〔若者定住推進課長 須崎 洋司君 退席〕

○議長（高橋 邦男君） これより提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 天野 成浩君 登壇〕

○総務課長（天野 成浩君） タブレットの議案第40号をご覧ください。議案第40号 自治功労者の決定に同意を求めることについて提案のご説明を申し上げます。

提案の理由でございますが、奥多摩町表彰条例（平成元年条例第22号）第3条の規定に

より須崎眞氏を表彰したいので、同条例第9条第1項の規定により議会のご同意を求めるものでございます。

自治功労表彰につきましては、町表彰条例で自治表彰を受けた者が退職し、その功績が極めて顕著であった者並びに自治の振興に多大な貢献があった者に対して行うと定めております。

須崎眞氏の経歴等につきましては、次の2ページ、3ページの略歴書のとおりでございます。2ページの略歴書をご覧ください。

須崎眞氏ですが、東京都西多摩郡奥多摩町大丹波 887 番地、年齢は 80 歳でございます。

須崎氏は、公選職歴の部分ですが、平成 19 年 12 月 1 日から令和元年 11 月 30 日まで、3 期 12 年議員としてご活躍され、その間、議長、副議長、常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、三多摩上下水及び道路建設促進協議会理事、東京都三多摩地区消防運営協議会幹事、西多摩地域広域行政圏協議会審議会委員等、幅広く町の自治振興、発展に多大な貢献をされました。

また、審議会歴等では、平成 8 年 4 月 1 日から平成 14 年 3 月 31 日までの間、奥多摩町自治委員を務め、地域振興にも貢献されております。

須崎氏の業績につきましては、皆様が等しく認めるところでございまして、奥多摩町表彰審査委員会にお諮りいたしましたところ、全員一致の賛意の答申を得ましたので、奥多摩町表彰条例第9条第1項の規定により、議会のご同意を求めるものでございます。

なお、本日ご同意をいただきましたら本年 11 月 3 日に予定しております功労者表彰式におきまして表彰をさせていただきます。

ご審議をいただき、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。提案の説明とさせていただきます。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第 40 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 40 号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第 40 号について討論を省略し、採決したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 23 議案第 40 号について同意することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋 邦男君) 起立多数であります。よって、議案第 40 号については、同意されました。

退席している若者定住推進課長に着席を求めます。

[若者定住推進課長 須崎 洋司君 着席]

○議長(高橋 邦男君) 次に、日程第 24 議案第 41 号 奥多摩町教育委員会委員の任命の同意を求めることについて、日程第 25 議案第 42 号 奥多摩町教育委員会委員の任命の同意を求めることについてを議題とします。

以上 2 件は関連がありますので、一括で説明をお願いします。

ここで審議対象者の配偶者となる福祉保健課長より退席の申出が事前にありましたので、福祉保健課長には審議が終了するまで退席を許可します。

[福祉保健課長 大串 清文君 退席]

○議長(高橋 邦男君) これより提案理由の説明を求めます。総務課長。

[総務課長 天野 成浩君 登壇]

○総務課長(天野 成浩君) タブレット議案第 41 号、42 号一緒になっております。ご覧ください。

議案第 41 号 奥多摩町教育委員会委員の任命の同意を求めることについて提案のご説明を申し上げます。

下記の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所でございますが、東京都西多摩郡奥多摩町大丹波 733 番地 5、氏名、大串千代、生年月日、昭和 47 年 5 月 18 日生まれでございます。

理由でございますが、教育委員会委員、榎戸詠子氏が令和 5 年 9 月 30 日をもって辞職するので、その後任として大串千代氏を教育委員会委員として任命いたしたく、議会のご同意を求めるものでございます。

次の 2 ページの略歴書をご覧ください。その後任としてご提案申し上げました大串千代氏の学歴、職歴、免許・資格等につきましては略歴書のとおりでございますが、学歴は、平成 8 年 3 月に東京学芸大学教育学部小学校教員養成課程理科選修を卒業し、職歴は、平成 8 年 4 月 1 日から平成 12 年 3 月 31 日までの間、社会福祉法人杉樹会常勤職員、平成 16

年4月1日から平成22年3月31日までの間、うらら会書道教室助手、平成22年4月1日から平成22年9月30日までの間、東京理科大学教育課程指導室非常勤講師、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間、東荻会（旧うらら会）書道教室助手、平成29年5月23日からは日の出町立大久野小学校において学習支援員を務めており、現在に至っております。

次に、免許・資格では、平成8年3月31日付、小学校教諭一種免許状、中学校教諭一種免許状（理科）、高等学校教諭一種免許状（理科）を取得し、次の3ページをご覧ください。同じく同日付で養護教諭一種免許状及び幼稚園教諭二種免許状を取得し、平成19年2月16日付で保育士資格を取得しております。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、教育委員会委員の任命に当たっては、委員のうち、保護者である者が含まれるようにしなければならないと定められており、大串氏は中学在学中の子どもを有し、保護者の立場からも教育行政にご指導、ご助言をいただけるものと考えております。

以上申し上げましたとおり、大串氏は、人格、見識ともに教育委員会委員として適任でございますので、議会のご同意をお願いするものでございます。

また、榎戸詠子氏におかれましては、令和2年10月1日より令和5年9月30日までの3年にわたり委員として教育行政にご指導、ご助言をいただき、厚く感謝を申し上げます。以上で、議案第41号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第42号、引き続きのページでございます。議案第42号 奥多摩町教育委員会委員の任命の同意を求めることについて提案のご説明を申し上げます。

下記の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所でございますが、東京都西多摩郡奥多摩町小丹波 149 番地 1 ウッドパレス奥多摩 306 号、氏名、武本正明、生年月日、昭和29年9月2日生まれでございます。

理由でございますが、教育委員会委員、武本正明氏が令和5年9月30日をもって任期満了となりますことから、その後任として武本正明氏を教育委員会委員として任命いたしたく、議会のご同意を求めるものでございます。

次の5ページの略歴書をご覧ください。その後任としてご提案申し上げました武本正明氏の学歴、職歴、公職歴等につきましては略歴書のとおりでございます。

ここで大変恐縮でございますけれども、略歴書の年齢につきまして修正をさせていただ

きます。68歳と記載してございますが、69歳にご訂正をお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

また、本年第1回町議会定例会におきまして任命のご同意をいただきました際の略歴書とほぼ内容は同じでございます。新たに追加された部分のみをお示しさせていただきます。次の6ページをご覧ください。公職歴の最後の部分でございます。令和5年3月3日から奥多摩町教育委員会委員に就任し、前任者の残任期間として現在に至っております。

以上、申し上げましたとおり、武本正明氏は、人格、見識ともに教育委員会委員として適任でございますので、引き続き任命いたしたく、議会のご同意をお願いするものでございます。

以上で、議案第42号の説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第41号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第41号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第41号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

なお、採決は無記名投票により行います。

議場を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○議長（高橋 邦男君） 只今の出席議員は11名であります。

次に、開票立会人を指名します。会議規則第30条第2項の規定により開票立会人に4番、小山辰美議員、5番、木村圭議員を指名します。

投票用紙を配布させます。

投票用紙の配布漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(高橋 邦男君) 異状なしと認めます。

只今から投票を行います。日程第 24 議案第 41 号、大串千代君を奥多摩町教育委員会委員に任命することについて、これに同意することを可とする議員は賛成に、否とする議員は反対を表し、投票箱に投票願います。

それでは、1 番、伊藤英人議員から順次投票願います。

(投票)

○議長(高橋 邦男君) 投票漏れはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 邦男君) 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

続いて、開票を行います。4 番、小山辰美議員、5 番、木村圭議員に立会いをお願いします。

(事務局開票作業)

○議長(高橋 邦男君) それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 11 票。有効投票 11 票。有効投票中、賛成票 11 票、反対票 0 票。

以上のとおり賛成多数であります。よって、奥多摩町教育委員会委員に大串千代君を任命することについては、これを同意することに決定しました。

退席している福祉保健課長に着席を求めます。

[福祉保健課長 大串 清文君 着席]

○議長(高橋 邦男君) これより只今上程の議案第 42 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 邦男君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 42 号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第 42 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 邦男君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

なお、採決は無記名投票により行います。

只今の出席議員は 11 名であります。

次に、開票立会人を指名します。会議規則第 30 条第 2 項の規定により開票立会人に 6 番、

大澤由香里議員、7番、澤本幹男議員を指名します。

投票用紙を配布させます。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 邦男君) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(高橋 邦男君) 異状なしと認めます。

只今から投票を行います。日程第25 議案第42号、武本正明君を奥多摩町教育委員会委員に任命することについて、これに同意することを可とする議員は賛成に、否とする議員は反対を表し、投票箱に投票願います。

それでは、1番、伊藤英人議員から順次投票願います。

(投票)

○議長(高橋 邦男君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 邦男君) 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

続いて、開票を行います。6番、大澤由香里議員、7番、澤本幹男議員に立会いをお願いします。

(事務局開票作業)

○議長(高橋 邦男君) それでは、投票の結果を報告します。

投票総数11票。有効投票11票。有効投票中、賛成票11票。

以上のとおり賛成が多数であります。よって、奥多摩町教育委員会委員に武本正明君を任命することについては、これを同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(高橋 邦男君) 次に、日程第26 陳情の受付について、陳情第3号、日程第27 陳情の受付について、陳情第4号、日程第28 陳情の受付について、陳情第5号、日程第29 陳情の受付について、陳情第6号までの陳情の受付についてを議題とします。

陳情文書表を事務局長に朗読させます。事務局長。

○議会事務局長(新島 和貴君) それでは、陳情文書表について説明をさせていただきます。

それでは、朗読します。

議請願第3号 令和5年9月4日、奥多摩町議会議員殿。奥多摩町議会議長高橋邦男。

請願書・陳情書の受付について。

議会に提出された陳情4件について下記のとおり受け付けたので報告する。

奥多摩町議会第3回定例会。

請願・陳情文書表。

番号、陳情第3号、受付年月日、令和5年8月3日、件名、「第8期介護保険事業最終年度末における介護保険給付準備金保有額の第9期介護保険事業計画への繰入についての陳情」。

陳情人の氏名、東京都あきる野市留原 746 の4、西多摩社会保障推進協議会事務局長、塚田政夫。

次に、番号、陳情第4号、受付年月日、令和5年8月10日、件名、「『消費税インボイス制度の2023年10月からの実施について再考を求める意見書』を政府に送付することを求める陳情書」。

陳情人の氏名、東京都羽村市小作台5-21-6、東京土建一般労働組合西多摩支部執行委員長、宮崎透他1名です。

次に、番号、陳情第5号、受付年月日、令和5年8月10日、件名、「『改正マイナンバー法を見直し、健康保険証の存続を働きかける意見書提出』を政府に送付することを求める陳情書」。

陳情人の氏名、東京都羽村市小作台5-21-6、東京土建一般労働組合西多摩支部執行委員長、宮崎透他1名です。

次に、番号、陳情第6号、受付年月日、令和5年8月15日、件名、「健康保険証の存続を求める陳情」。

陳情人の氏名、東京都新宿区西新宿3-2-7 KDX新宿ビル4階、東京保険医協会会長、須田昭夫。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、朗読は終わりました。

お諮りします。只今議題となっております陳情第3号から陳情第6号については、会議規則第37条の規定により、所管の常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、陳情第3号及び陳情第4号については、所管の経済厚生常任委員会に審査を付託することに決定しました。

次に、陳情第5号及び陳情第6号については、所管の総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。今会期中に審査を終了するようお願いいたします。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

なお、本会議2日目は、明日9月5日午前10時より開議しますので、ご承知おきください。

本日はこれにて散会します。大変ご苦勞さまでした。

午後2時48分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員